

3川監第348号
令和3年7月20日

請求人

株式会社 宏洋商会

代表取締役 内山 弘二 様

| | |
|---------|---------|
| 川崎市監査委員 | 寺 岡 章 二 |
| 同 | 植 村 京 子 |
| 同 | 浅 野 文 直 |
| 同 | 山 田 晴 彦 |

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年5月25日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、請求書及び補正書によると、市が総合評価一般競争入札を導入した平成30年度以降の川崎港船舶給水業務委託契約（以下「委託契約」という。）について、委託設計書の内容が明確でないこと、評価点数に主観的な要素を反映していること、入札申込者を恣意的に排除していること等により、平成30年度から令和3年度までの4件の委託契約が違法若しくは不当な契約の締結、履行であるとして、当該入札における落札を取り消すことを求めているものと解される。
- 2 法第242条第2項では、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定している。
- 3 そこで検討するに、本件措置請求においては、支出負担行為である契約締結の日を監査請求期間の起算日とするのが相当であることから、委託契約のうち、契約締結の日が令和3年4月1日であるものは監査請求期間内の請求となるが、それ以外の3件は監査請求期間を徒過しており、その理由について、請求人は、何ら主張していない。
- 4 また、令和3年度の契約についてみても、一般競争入札の参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、市長が必要なものとして定めたものであるが、請求人が何をもって違法若しくは不当な委託契約の締結等とするのか明らかではなく、これらの行為によって被ったとする市の損害も不明である。

以上によれば、請求人の主張は、いずれも住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たるとは認め難い。
- 5 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。